


能登半島地震災害に被災した高校生への支援

被災による離職等で減収し、家計が急変した世帯の方は、**授業料等の支援**が受けられます。（それぞれ**申込みが必要**です）

① 授業料減免

詳細・手続
(石川県HP)




 災害により、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼、床上浸水の被害を受けた世帯が対象（罹災証明書等の提出は必要ありません。）
※高等学校等就学支援金を受けられている方は対象となりません。

② 高等学校等就学支援金制度（家計急変支援）

授業料支援のしくみです（授業料実質無償化）

詳細・手続
(石川県HP)



 家計急変事由（負傷・疾病で就労困難、事業所の閉鎖での離職等）が発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯が対象

③ 石川県教育費負担軽減奨学金（給付型奨学金）

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援のしくみです

詳細・手続
(石川県HP)



 年収約270万円未満相当（住民税所得割非課税相当）になった世帯が対象

④ 石川県育英資金（貸与型奨学金）

家計急変により教育費を必要とする生徒に対して、緊急に奨学金を貸与するしくみです

詳細・手続
(石川県HP)




 災害により世帯の家計の収入・支出が著しく急変した者が対象

⑤ 入学手数料及び入学検定手数料減免

詳細・手続
(石川県HP)



 入学手数料減免：災害により、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼、床上浸水の被害を受けた世帯が対象
（罹災証明書等の提出は必要ありません。）

入学検定手数料減免：地震発生時、石川県内に住所を有していた方が対象

申込先①～③：在学している学校の事務室

④：在学している学校の担当教員

相談先①～⑤：石川県教育委員会庶務課 TEL 076-225-1816・1817